一管区水路通報第26号

令和2年7月10日 第一管区海上保安本部 _____ 恵山岬〜納沙布岬・・・・・海洋調査 第321項 北海道南岸 第322項 北海道南岸 函館港・・・・・・・・・・・・掘下げ等作業 第323項 チキウ岬付近・・・・・・水路測量 北海道南岸 第324項 北海道南岸 十勝港北東方・・・・・・・魚礁設置作業 釧路港・・・・・・・・・潜水訓練 北海道南岸 第325項 紋別港・・・・・・・・水深減少等 第326項 北海道北岸 第327項 北海道北岸 宗谷岬南東方・・・・・・・水路測量(期間変更) 第328項 北海道西岸 野寒布岬東方・・・・・・・定置網設置 北海道西岸 増毛港・・・・・・・・・灯台廃止 第329項 北海道西岸 石狩湾港北方・・・・・・海洋調査等 第330項 北海道西岸 第331項 石狩湾港・・・・・・・・・潜水作業 第332項 北海道西岸~本州北西岸 石狩湾港~艫作埼西方・・・・えい航作業 寿都港・・・・・・・・護岸改良工事 第333項 北海道西岸 茂津多岬北東方・・・・・・魚礁設置作業 第334項 北海道西岸

※水路通報の内容については、インターネットで入手できます。

インターネットアト`レス <u>https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html</u>

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記へどうぞ。

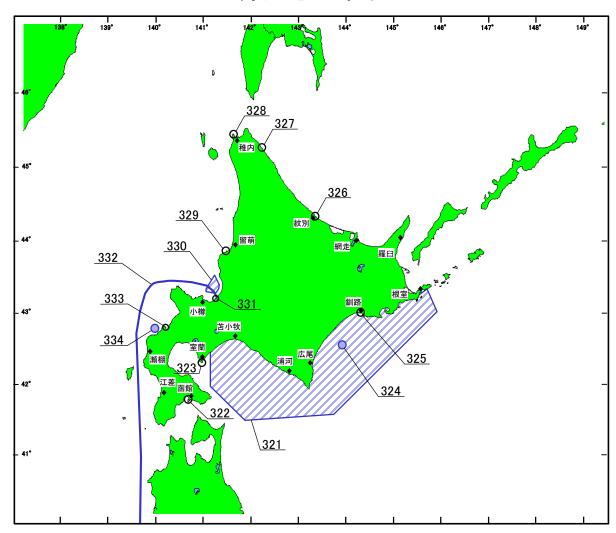
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

インターネットアト・レス https://wwwl.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/mailform.html

索引図



事項別索引

水深関係	 326
訓練・試験関係	 325
航路標識関係	 329
港湾施設関係	 322,331,333
海洋調査関係	 321,323,327,330
えい航関係	 332
漁業関係	 324,328,334

2年321項 北海道南岸 - 恵山岬〜納沙布岬 海洋調査

下記区域で、調査船「第五開洋丸(495t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和2年7月17日~29日

区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 43-19.7N 145-41.7E (岸線上)
- (2) 43-01. 4N 145-55. 5E
- (3) 41-30.5N 143-46.2E
- (4) 41-24. 9N 141-50. 8E
- (5) 41-57. 3N 141-07. 5E
- (6) 42-25.1N 141-07.5E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W34-W43

出 所 東北区水産研究所

2年322項



一管区水路通報元年 38 号 579 項関連

下記区域で、作業船及び潜水士による掘下げ等作業が実施される。

期 間 令和2年7月13日~11月30日日出~日没

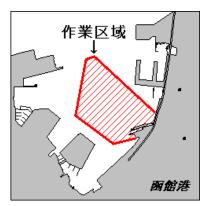
区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 41-46-20N 140-43-19E (岸線上)
- (2) 41-46-18N 140-43-08E
- (3) 41-46-28N 140-42-50E
- (4) 41-46-48N 140-42-55E
- (5) 41-46-49N 140-42-59E
- (6) 41-46-29N 140-43-28E (岸線上)

備考潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W6

出 所 函館港長



調査区域

2年323項 北海道南岸 - チキウ岬付近、追直漁港 水路測量

下記区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和2年7月13日~8月31日日出~日没

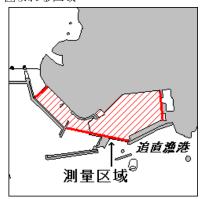
区 域 下記(1)、(2)及び(3)、(4)並びに(5)、(6)を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 42-18-32. 2N 140-57-58. 7E (岸線上)
- (2) 42-18-30. 1N 140-57-55. 3E (岸線上)
- (3) 42-18-24. 3N 140-58-03. 3E (岸線上)
- (4) 42-18-21.8N 140-58-19.6E (岸線上)
- (5) 42-18-25.7N 140-58-28.5E (岸線上)
- (6) 42-18-31.4N 140-58-27.8E (岸線上)

備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚

海 図 W14

出 所 第一管区海上保安本部公示(令和2年7月7日)



2年324項 北海道南岸 - 十勝港北東方 魚礁設置作業

下記区域で、起重機船による魚礁設置作業が実施される。

期 間 令和2年7月13日~8月12日0800~1600

区 域 42-29-13N 143-42-05E 付近

備 考 円盤型魚礁(高さ 0.7m)197 基を平積み

海 図 W1032-JP1032

出 所 広尾海上保安署



2年325項 北海道南岸 - 釧路港、東区、第2区及び第3区 下記区域で、潜水訓練が実施される。

期 間 令和2年7月13日0830~1540

区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 42-58-40.7N 144-22-16.8E (岸線上)

(2) 42-58-43. 2N 144-22-15. 6E

(3) 42-58-45. ON 144-22-24. OE

(4) 42-58-44.1N 144-22-24.6E (岸線上)

備 考 訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W31-JP31

出 所 釧路港長



潜水訓練

2年326項 北海道北岸 - 紋別港 水深減少等 下記区域に、水深減少区域及び浅所が存在する。

区 域 1 下記 2 地点を結ぶ線上付近の海域は、海図記載水深より 約 1.0m~約 2.0m 減少している。

- (1) 44-21-17. 3N 143-21-39. 2E
- (2) 44-21-14.4N 143-21-36.6E
- 2 下記3地点を結ぶ線及び岸線により囲まれる海域は、 海図記載水深より約2.0m減少している。
 - (3) 44-21-04. 0N 143-21-56. 2E
 - (4) 44-21-03. 9N 143-21-55. 2E
 - (5) 44-21-06. 7N 143-21-54. 5E
- 3 下記4地点を結ぶ線により囲まれる海域は、 海図記載水深より約1.0m減少している。
 - (6) 44-21-03. ON 143-21-48. 1E
 - (7) 44-21-03. 1N 143-21-51. 7E
 - (8) 44-20-57. 8N 143-21-44. 6E
 - (9) 44-20-59. 5N 143-21-42. 0E
- 4 下記 4 地点を結ぶ線により囲まれる海域は、 海図記載水深より約 1.0m 減少している。
 - (10) 44-20-57. 6N 143-21-51. 6E
 - (11) 44-20-55. 4N 143-21-55. 6E
 - (12) 44-20-51. 8N 143-21-51. 6E
 - (13) 44-20-54. 4N 143-21-44. 0E
- 5 下記 2 地点を結ぶ線上付近の海域は、海図記載水深より 約 0.5m~約 1.5m減少している。
 - (14) 44-20-33.7N 143-22-10.8E
 - (15) 44-20-29. 9N 143-22-06. 4E
- 6 下記位置に、浅所が存在する。
 - (16) 44-21-08. 4N 143-21-39. 3E 水深 約 4.5m
 - (17) 44-21-03. 3N 143-21-55. 2E 水深約7.0m
 - (18) 44-20-53.8N 143-21-41.0E 水深約6.5m
 - (19) 44-20-51. 2N 143-21-54. 3E 水深 約 7. 0m
 - (20) 44-20-41. 3N 143-21-50. 5E 水深約7.0m

海 図 W29 (紋別港)

2年327項 北海道北岸 一 宗谷岬南東方 水路測量(期間変更)

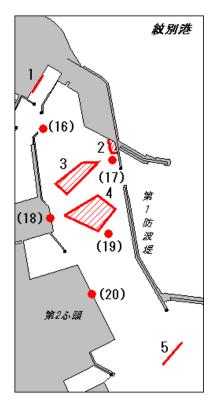
一管区水路通報2年25号309項削除

下記区域で、作業船による水路測量が実施されている。

期 間 令和2年7月1日~11月30日のうち14日間日出~日没

区 域 下記5地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 45-16-10.0N 142-14-16.2E (岸線上)
- (2) 45-16-33. 9N 142-14-59. 3E
- (3) 45-10-50. 2N 142-21-19. 9E
- (4) 45-10-28. 2N 142-20-40. 2E (岸線上)
- 備 考 水路測量作業中、白赤白の燕尾旗掲揚
- 海 図 W1040
- 出 所 第一管区海上保安本部公示(令和2年6月30日)





2年328項 北海道西岸 - 野寒布岬東方 定置網設置

下記区域に、さけ定置網が設置される。

期 間 令和2年7月20日~11月30日

(設置作業期間 7月20日~8月30日)

区 域 下記4地点により囲まれる区域

- (1) 45-27-22N 141-40-12E
- (2) 45-27-13N 141-40-22E
- (3) 45-26-46N 141-39-33E
- (4) 45-26-55N 141-39-23E

備 考 設置区域は灯及び赤旗付浮標で標示

海 図 W1041

出 所 稚内港長

2年329項 北海道西岸 - 増毛港 灯台廃止

一管区水路通報2年24号294項削除

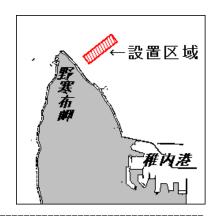
増毛港西防波堤灯台は、廃止された。

位 置 43-51.3N 141-32.0E

海 図 W40A-W28-JP28-W1045

参照書誌 411 0568番

備 考 同位置に簡易標識灯(黄光、4秒1せん)が設置されている





2年330項 北海道西岸 - 石狩湾港北方 海洋調査等

下記区域で、作業船、潜水士及び起重機船による海洋調査、採泥作業及びボーリング作業が実施される。

期 間 令和2年7月15日~9月10日日出~日没

区 域 1 海洋調査、採泥作業

下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 43-32. 0N 141-16. 9E
- (2) 43-24. 2N 141-21. 8E
- (3) 43-20.4N 141-21.4E
- (4) 43-16. ON 141-17. 6E
- (5) 43-17.8N 141-05.4E
- (6) 43-19.9N 141-05.5E
- 2 ボーリング作業

下記2地点付近

- (7) 43-21.1N 141-17.2E (2基)
- (8) 43-19.2N 141-11.9E (1基)

備 考 観測機器をえい航する(えい航長最大約 120m)

ボーリング作業前に潜水士による磁気探査を行う

潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

停船して観測機器を垂下する

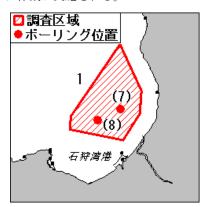
ボーリング作業中、鋼製やぐらが設置される

鋼製やぐらの位置は赤旗、レーダー反射板及び標識灯で標示

警戒船配備

海 図 W28-JP28

出 所 小樽海上保安部



2年331項 北海道西岸 - 石狩湾港 潜水作業

下記区域で、作業船及び潜水士による灯付浮標点検作業が実施される。

期 間 令和2年7月27日~9月2日日出~日没

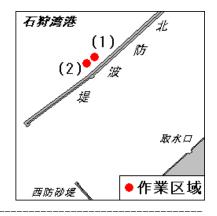
区 域 下記2地点付近

- (1) 43-12-06N 141-15-46E
- (2) 43-12-05N 141-15-43E

備考潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W7

出 所 石狩湾港長



2年332項 北海道西岸~本州北西岸 - 石狩湾港~艫作埼西方 えい航作業(期間変更)

一管区水路通報2年25号316項削除

下記区域で、えい船「とかち(169t)」によるフローティングドック「にいがた 7501(7500t)」の

えい航作業が実施される。

期 間 令和2年7月14日~16日

区 域 石狩湾港~艫作埼沖

下記7地点間

(1)	43-11-18N	141-17-35E	石狩湾港	7月	14 日	1300
(2)	43-15N	140-17E	石狩湾港沖	7月	14 日	1400
(3)	43-32N	140-31E	神威岬沖	7月	14 日	2220
(4)	42-43N	139-44E	茂津多岬沖	7月	15 目	1033
(5)	41-58N	139-57E	江差港沖	7月	15 日	2033
(6)	41-21N	139-53E	松前港沖	7月	16 目	0353
(7)	40-41N	139-39E	艫作埼沖	7月	16 日	1446

備 考 新潟港へのフローティングドックのえい航作業

えい航長 最大約 500m (石狩湾港内は約 160m) 天候等により、予定が変更される場合がある

海 図 W28-JP28-W10-JP10-W11-JP11-W43

出 所 第一管区海上保安本部交通部

えい航経路 海威神 茂津多神 江差港 松前港

2年333項 北海道西岸 - 寿都港 護岸改良工事 下記区域で、起重機及び潜水士による護岸改良工事が実施される。

期 間 令和2年7月22日~令和3年2月11日日出~日没

区 域

1 消波ブロック仮置き区域

下記2地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 42-47-48.6N 140-14-09.4E (岸線上)
- (2) 42-47-42.9N 140-14-15.5E (岸線上)
- 2 護岸改良工事区域

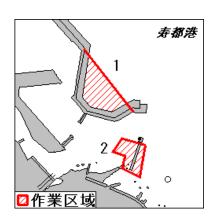
下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (3) 42-47-40.5N 140-14-14.1E
- (4) 42-47-39. 9N 140-14-17. 0E
- (5) 42-47-37. ON 140-14-16. 3E
- (6) 42-47-37. 8N 140-14-14. 1E
- (7) 42-47-38. 9N 140-14-14. 5E
- (8) 42-47-39. 3N 140-14-13. 0E

備考潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W22

出 所 小樽海上保安部



2年334項 北海道西岸 - 茂津多岬北東方 魚礁設置作業

下記区域で、起重機船による魚礁設置作業が実施される。

期 間 令和2年7月15日~10月30日日出~日没

区 域 42-47.0N 140-00.6E 付近

備 考 ピラミッド型魚礁(高さ 10.8m)15 基を設置

立方体魚礁(一辺 3.0m)156 基を平積みで設置

 海
 図
 W11-JP11

 出
 所
 小樽海上保安部

